

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1 略]</p> <p><u>2 第2条第2項の規定の適用については、</u> <u>当分の間、同項中「10,700円」とあるのは、</u> <u>「10,700円（病原体がベータコロナウイル</u> <u>ス属のコロナウイルス（令和2年1月に、</u> <u>中華人民共和国から世界保健機関に対し</u> <u>て、人に伝染する能力を有することが新た</u> <u>に報告されたものに限る。）である感染症に</u> <u>係るワクチンの接種に関する業務に従事す</u> <u>る医師その他の医療従事者にあつては、</u> <u>30,000円）」とする。</u></p> <p>[削る]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1 同左]</p> <p><u>2 市会議員のうちから市会において選挙す</u> <u>る教育委員会委員の昭和31年9月分の報酬</u> <u>及び費用弁償については、この条例の規定</u> <u>にかかわらず、なお、従前の例による。</u></p> <p><u>3 昭和31年8月31日以前に給与事由の生じ</u> <u>た職員の報酬及び費用弁償で同年9月1日</u> <u>以後に支払うものについては、この条例の</u> <u>規定にかかわらず、なお、従前の例による。</u></p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年5月26日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特別職の非常勤の職員の報酬の上限額の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。